

# 調査票記入例



統計法に基づく  
国の統計調査で  
す。調査票情報  
の秘密の保護に  
万全を期します。

令和〇年度 学校基本調査

## 学校施設調査票（初等中等教育機関・専修学校）

私立の高等学校のみが提出します。

都道府 県番号	学校コード	
15	D1.....	0

施・高

—令和〇年5月1日現在—

各調査項目欄に該当する数値がない場合は空欄とします。

文部科学省ホームページ掲載の『質疑応答集』も御確認ください。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)  
 ○学校基本調査＞Q&A＞質疑応答集（初等中等教育機関、専修学校・各種学校編）

3 設置者本部 の所在地 (国立・私立のみ)	電話 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (市区郡) (町村)	4 設置者名 (国立・私立のみ)
	電話 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	

学校の所 在地の市 町村番号	5 学校種別	6 設置者別	7 私立の幼稚園 又は幼保連携型 認定こども園の 設置者別	8 本校 分校別	報告者 氏名
※   5   0   1   0   1   0   3   3	1 小学校 2 中学校 3 高等学校 4 特別支援 学校	1 国立 2 公立 3 私立	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9	1 本校 2 分校	氏名
	該当する 番号を記入する。	該当する 項の 番号を 記入す る。	<input type="checkbox"/> 記入しません。	該当する 項の 番号を 記入す る。	氏名
			<input type="checkbox"/> 合計が一致します。		

2. 国立の学校にあつては、「9 学校建物面積」は記入する必要はない。
3. この調査票は、各学校ごとに作成する。本校と分校（正規の手續を完了したもの。）は、それぞれ別に調査票を作成する。
4. 2校以上で共同使用している施設は、原則として主として使用している学校の方に記入するが、はっきりしないときは、次の順序によって記入し、重複や脱落のないようにする。  
 (1) 昼間と夜間の学校間——昼間の学校にのみ記入する。  
 (2) 昼間の学校間（夜間の学校間でも同様）——毎週使用する時間数の多い学校にのみ記入する。
5. 面積の単位は、平方メートルとする。1平方メートル未満は四捨五入する。ただし、9 学校建物面積のうち、設置者所有の建物の「校舎」、「屋内運動場（講堂を含む）」、「寄宿舎」の面積の計と、設置者所有の建物の面積の計は一致させること。

### 記入上の注意

- 5 学校種別 6 設置者別 7 私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園の設置者別 8 本校分校別 該当する項の番号を左下の枠目に記入する。
- 9 学校建物面積 「学校建物」とは、学校用に建築又は改造した校舎、講堂、屋内運動場及び寄宿舎をいう。学校用に建築したものでなくとも、学校建物として使用するため、黒板をすえ付けるなど、必要な改造を行い、用途を恒久的に学校建物に変更したものは、学校建物とする。  
 「建物面積」とは、建物の各階の延面積をいう。（各階ごとの水平投影面積の合計）  
 「校舎」とは、普通教室、特別教室、図書室、遊戯室等児童生徒等の保育、遊戯、授業、学習、実験実習、視聴覚教育、教科外活動等を行う室、校長室、職員室、保健衛生室、給食室、用務員室、便所等の管理関係室、理科附属室、物置等の附属室及び上記各室に附随する玄関、階段、昇降口、渡り廊下等の通路部分をいう。  
 「屋内運動場」とは、屋内で運動を行うための室、これに附属する控室、器具室、便所等及び上記室に附随する玄関、昇降口、渡り廊下等の通路部分をいう。  
 「寄宿舎」とは、居室、寝室等の生徒の寄宿のために供する室、管理人室、食堂、便所等の管理関係室、物置等の附属室及び上記各室に附随する玄関、昇降口、階段、渡り廊下等の通路部分をいう。なお、幼稚園では「寄宿舎」は一般には該当がない。  
 次のものは、建物面積に含める。イ、借用建物、ロ、貸付建物、ハ、現在使用していない遊休施設及び学校として使用していない施設、ニ、危険校舎等のうち、まだ廃棄処分をしていないもの。ロ、ハ及びニの場合の用途別は、当該建物の建てられた際の目的により記入する。  
 次のものは、建物面積に含めない。イ、災害・増築等のため他の学校等を一時借受けているもの、ロ、仮設校舎（災害・増築等のため仮設したもので、使用目的終了後直ちに取払われるもの）、ハ、建物に固着している部分〔①出窓（出窓の下物入れ等が床面までであるものは除く。）・ひさし・ぬれ縁の類、②一本柱の類で支えられた屋根のみの部分、③腰壁で囲まれている非常階段又は壁で囲まれていない非常階段、④木造以外の建物で二階以上に設けられたバルコニー、⑤講堂・屋内運動場の主室内に設けられた幅2.0メートル未満（壁面からの突出寸法）のギャラリーの類、⑥天井又は床下高2.0メートル未満の中二階の類、⑦建物の外部に固着した内部の高さ2.0メートル未満の部分〕、ニ、建物以外の工作物〔①自転車置場（校舎等の内部を利用して設けられたものを除く。）、②柱と屋根のある独立の構造物で腰壁で囲まれているか又は壁の全くないもの、③内部の高さが2.0メートル未満の独立した構造物、④屋外水泳プール（屋内プールは屋内運動場に含める。）、⑤腰壁で囲まれているか又は壁のない吹き抜けの渡り廊下〕
- 10 学校土地面積「土地面積」とは、土地の境界線内の水平投影面積をいう。  
 「屋外運動場」とは、フィールド、トラック、諸コート、その他屋外運動場として使用する周囲の部分の部分をいう。校舎間の空地、花壇等はここに含めず、「建物敷地・その他」に含める。また、屋上を運動場として若干の設備を施して使用していても、これは屋外運動場と見なさない。  
 「実験実習地」とは、実験実習に使用する耕地、牧場、演習林等をいう。  
 「建物敷地・その他」とは、屋外運動場及び実験実習地以外の土地をいう。教職員住宅敷地やがけ地等を含む。

9 学校建物面積（一時使用、教職員住宅を除く。）												
設置者所有			借用			計				設置者所有建物の構造別		
校舎	屋内運動場 (講堂を含む。)	寄宿舎				木造	鉄筋コン クリート造	鉄骨造	その他			
※   5   0   1   0   1   0   3   3	a	m	b	m	c	m <sup>2</sup>	d	m <sup>2</sup>	e	m <sup>2</sup>	f	m <sup>2</sup>
	840	290				1,130	2			1,130		

(注) 「9 学校建物面積」のうち設置者所有の建物については次の式が成り立つ。 a + b + c = d + e + f

10 学校土地面積									
設置者所有			借用			計			
屋外運動場	実験実習地	建物敷地 ・その他	屋外運動場	実験実習地	建物敷地 ・その他				
※   5   0   1   2		m		m	m				m
	830				390				1,220

調査票の提出方法

1. 電子調査票による提出の場合は、回答データの送信をもって調査票の提出となるため、紙の調査票の提出は必要ありません。
2. 国立の学校の調査票は、作成した調査票の1部を7月31日までに文部科学省生涯学習政策局政策課あてに提出してください。
3. 公立及び私立の学校では、4部作成した調査票のうち3部を、都道府県知事の定める期日までに、都道府県知事の指定した方法により提出してください。

調査票の作成

1. この調査の対象は、国立及び私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、専修学校並びに公立の幼保連携型認定こども園及び専修学校とする。

「2」(増)または「3」(減)の記入があった場合は欄外に理由を付記します。  
(例) 建物面積増は校舎建築のため。

オンライン調査システムで回答した調査票については、調査票右下に送信した日付が表示されます。空白になっていないか、表示されているのが本年度の日付かを必ず確認してください。

20XX/05/01 09:00